

働き方改革関連法案 勉強会

「働き方改革関連法案」が可決され平成31年4月より順次施行されます。

働く人が減少していく中、経営者も働く人も労務管理の知識を
しっかりもつことが雇用の継続につながります。

今回の改正で、労務管理がどうかわるのか、わからない。
労務管理のことを誰も教えてくれない、わからない、面倒だ。
労働者が質問してくる内容に答えられない。
労働者の退職が多い。どうしてやめるのかわからない。

こんなお悩みを
抱えていませんか？

セミナー内容

- 働き方改革の目的
- 今時の労働者の考え方
- ①年次有給休暇取得の義務化 ②時間外労働（36協定）の上限規制 ③勤務間インターバル制度 ④産業医の機能強化 ⑤高度プロフェッショナル制度など、説明いたします。

講師：道沖祐子社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 道沖利恵

日時：平成30年12月21日(金)クリスタルアージュ研修室 402

時間：13時30分から15時まで（受付開始13時15分）

資料代：1,500円（お釣りのないようご準備頂ければ幸いです）

定員：15名

FAX 申し込み書 セミナー終了後、希望者は無料相談をお受けします

会社名		住所	
参加人数	人	電話番号 FAX 番号	
無料相談	希望（〇をしてください）		

資料の準備のため、必ずFAXでの、申し込みをお願い致します。

731-0304 安芸高田市八千代町下根 2525-4
道沖祐子社労士事務所 0826-52-3555



FAX0826-52-3571